

## 5-4 表現の自由と、その関連問題 <標準編>

### 公共施設の 利用

住民が公共施設（地方自治体が設置している劇場や公民館など）を利用して集会などを企画したときに、地方自治体がその集会に対する妨害行為などの発生危険性を理由に施設利用を拒否することは許されるか。この問題について、最高裁判所は「(規制のためには) 明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要」との判決を下している【①】。この判例に照らせば、2007年に仙台市民会館で北朝鮮舞踊団の公演が予定されていたのに、仙台市が使用予約を一方的に解約したことは憲法で保障された表現の自由を侵害する行為であり、裁判でも敗訴したのは当然ということになる。

一方これに関連して、教職員の労働組合団体が民間経営のホテルを会場に集会を開催しようとしたところ、右翼の攻撃などによる混乱が予想されることを理由に開催直前になって会場使用を断ったケースがある。この場合は、会場が民間ホテルであったため、直接に「憲法違反」と断定することは難しいが、民間ホテルであっても公共施設に準じた対応が望まれる。

### 反戦ビラ等 の配布

自衛隊のイラク派遣に反対する市民グループのメンバーが、東京都内にある自衛隊員の官舎（集合住宅）の敷地内に立ち入り各戸の郵便受けに「派遣反対」を訴えるビラ（文書）を投函したところ、「住居侵入罪」に問われた事件がある。敷地の入口に「関係者立ち入り禁止」の標示があったにもかかわらず敷地内に立ち入ったことが犯罪とされたのである。被告は「広告宣伝のビラなどは問題にならないのに、反戦ビラが問題になるのは、配布物の内容に着目した差別であり、憲法に保障された表現の自由を侵害するものだ」と主張したが、最高裁判所は2008年に有罪判決を下した。この判決には、憲法学者から批判の声があがっている。

なお2008年には東京都内でオートロックのマンションの集合郵便受け付近で市議会報告を投函していた共産党市会議員が住居侵入容疑で拘束され書類送検される事件が起こっている。

### 「日の丸・君 が代」問題

文部科学省が発行する「学習指導要領」では、入学式や卒業式などの儀式においては国旗（日の丸）の掲揚や国歌（君が代）の斉唱を行うよう記載されている。

しかし他方で「現在の国旗・国歌は明治時代に制定されたもので、特に国歌の歌詞は天皇支配の永続を願う意味であるから、国民主権を定めた日本

①泉佐野市民会館事件の最高裁判決。1984年に大阪府泉佐野市の市民会館で関西新空港の建設に反対する集会が企画された際に、泉佐野市が会館の使用を拒否した事件。

国憲法のもとにおいては国旗・国歌としてふさわしくない」という意見があり、日本各地の小中高校で「思想・良心の自由を侵害するものだ」として起立・斉唱しない教員が懲戒処分を受ける事件が相次ぎ、その正当性をめぐって裁判も起こされている。

文部科学省・教育委員会は「公務員としての職務が個人の思想に優先する」との立場だが、反対する教員たちは「基本的人権こそ職務に優先する。人権の大切さを教える教員が自分の思想・良心に背くことはできない」と主張している【②】。

### 公務員の政治的行為

公務員（特に国家公務員）は、「全体の奉仕者」（憲法 15 条 2 項）の中立性を確保するため、法律で政治的行為が禁止されている（国家公務員法には罰則もある）。

しかし職務外の行為も含めて一律に禁止することの是非などについて議論がある【③】。また、憲法尊重擁護義務（憲法 99 条）を負う公務員は、少なくとも憲法改正に対する国民投票では憲法を尊重擁護する趣旨の意見表明は許されるべきである。【④】

### 出版物の事前差し止め

現在の日本では、戦前のような検閲は行われていないが、たとえば雑誌に掲載された記事で被害を受けた者からの請求にもとづいて裁判所が命令することにより特定の出版物が限定的に出版を差し止められることがある。このような出版規制は、プライバシーや名誉を保護し、被害を回復するために特定の出版物についてのみ行われるもので、検閲とは異なり、表現の自由を侵害するものではないとされている。【⑤】

なお、小中高校で使用される教科書について文部科学省が実施している教科書検定が検閲に当たるかどうか争われたことがある。最高裁判所は「教科書検定は検閲には当たらない」と判断しているが、異論もある。

### 通信傍受の危険

暴力団などの組織的な犯罪を防止するために定められた法律（通信傍受法）は、警察が犯罪捜査のために電話を傍受することを認めているが、これが「通信の秘密」を侵害するものではないかとの議論がある。犯罪捜査のための通信傍受は、裁判所の許可がなければできない規則だが、傍受のための機材は警察官が保管しているため、裁判所の許可無く傍受することが可能という事情が背景にある。

なお関連して、インターネットや電子メールなどの利用記録は多数のサーバー・コンピュータに残ることになるため、その情報が権力者によって悪用されないようにする必要をめぐっても議論がある。

② 1994 年に日本が国連子どもの権利条約を批准した際に、当時の文部省は「国旗国歌の指導は思想の自由を侵害するものではない」とする通達を全国の教育委員会に向けて出した。

また 1999 年に国旗国歌法が制定された時、政府は「この法律によって自由を制約するものではない」と答弁した。

しかし国連子どもの権利委員会は、繰り返し日本政府の態度を批判し、「児童生徒の表現の自由を尊重する」よう勧告している。

③ 1967 年北海道の猿払村の郵便局員が勤務時間外に衆議院選挙の野党候補者のポスターを掲示・配布しようとしたところ、国家公務員法違反で起訴された事件（猿払事件）で、最高裁判所は公務員の政治行為を禁止した国家公務員法を全面的に合憲と認め逆転有罪とした。

しかしこの最高裁判決は裁判官の間でも意見が割れていたし、専門家の批判もある。

④ 2007 年に成立した憲法改正のための国民投票法では、公務員の投票運動や意見表明は原則として禁止されている。

⑤ 北方ジャーナル事件最高裁判決（1986 年）は、表現内容が真実でないか公益を図る目的がない場合で、その被害が重大であるときには例外的に事前差し止めができる旨を示した。